2022/12/16　ＡＷ検定協会　溶接施工要領評価委員会

溶接施工要領評価書の有効期間について

溶接施工要領評価事業も発足から６年が経過し評価の更新が開始されていますので、改めて規定の内容を通知します。

ＡＷ検定協会　溶接施工要領評価運用規定抜粋（第 16～18 条）

（溶接施工要領評価書の有効期間）

第 16 条　溶接施工要領評価書の有効期間は、交付日から 5 年間とする。

2.　第 17 条の表の(1)および(2)に基づく変更をした場合の溶接施工要領評価書の有効期間は、従前の溶接施工要領評価書の有効期間とする。

（溶接施工要領評価書の変更）

第 17 条　溶接施工要領評価書の交付を受けた者が、当該溶接施工要領評価書に記載された事項または施工要領評価事項の内容を変更しようとする場合は、下表による。

	変更の内容	手続きの区分
(1)	申請者の会社名、代表者名または所在地の変更、その他、施工要領評価事項の内容に関わらない変更	軽微な変更 溶接施工要領評価書の「軽微な変更申請書」を提出する。
(2)	評価委員会が、(1) 以外の変更で施工要領評価事項の重要な部分に関わらない変更であると認めたもので、何らかの試験等による確認を要する変更	変更の施工要領評価 申請書（様式 1）を協会に提出し、変更の施工要領評価を行う。手続きは、第 11 条から第 18 条までを準用する。
(3)	評価委員会が、(1)および(2)以外の変更で施工要領評価事項の重要な部分に関わる変更であると判断した変更	新規の施工要領評価 新規に施工要領評価の手続きを行う。

（溶接施工要領評価書の更新申請）

第 18 条　溶接施工要領評価書の交付を受けた者は、協会に溶接施工要領評価書の更新（有効期間の延長）を申請することができる。 ただし、第 17 条の表の(3)に該当する場合は新規の施工要領評価を申請するものとする。

2.　溶接施工要領評価書の有効期間の更新申請は、原則として溶接施工要領評価書の有効期間が終了する 6 か月前までに、行うこととする。

3.　溶接施工要領評価書の更新の手続きは、第 8 条から第 16 条までの規定を準用す

る。

4. 溶接施工要領評価書の更新申請の過程において、評価委員会が何らかの理由により追加の検討が必要と判断し、資料の提出、施工試験等の立会いを求めた場合は、申請者はこれに応じるものとする。

5. 溶接施工要領評価書の更新申請通知を受けた者が、溶接施工要領評価書の更新申請をしない場合、協会に「溶接施工要領評価書の更新取下げ願い」を提出しなければならない。

以上